

(案)

松伏町総合教育会議傍聴要綱

第1条 松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他総合教育会議において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語又は談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、総合教育会議が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、総合教育会議の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。